

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について (その2)

環境省福島地方環境事務所は、本日、大成・東急・あおみ特定建設工事共同企業体、大成建設株式会社、東急建設株式会社、あおみ建設株式会社、舟津産業株式会社、アシスト株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部企画課

課長：雫石 敏見

TEL:024-563-5184

総務部経理課

課長：黒川ひとみ

課長補佐：芳賀 忠光

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
大成・東急・あおみ特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿区1-25-1
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿区1-25-1
東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷1-16-14
あおみ建設株式会社	東京都港区海岸3-18-21
舟津産業株式会社	神奈川県横浜市金沢区幸浦2-9-12
アシスト株式会社	福島県福島市成川字仲ノ内10-1

2 指名停止措置期間

令和元年12月16日から令和元年12月29日まで

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

大成・東急・あおみ特定建設工事共同企業体が請け負っている平成31年度飯館村仮置場復旧等工事において、令和元年7月10日、飯館村宮内地内の仮置場において、バックホウ旋回時に作業員がバックホウと遮蔽土の間に挟まれて死亡した。

5 指名停止措置理由

本件は、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表1第7号（舟津産業株式会社以外）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成30年度7月12日付け環境会発1807124号大臣官房会計課長通知）別表1第5号（舟津産業株式会社）に該当する。

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた請負契約等関係者事故) 5 自発注請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、請負契約等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内